

宇治市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 29 年 9 月 19 日

宇治市監査委員

小 山 茂 樹

森 真 二

水 谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成28年度教育委員会の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成29年5月2日から同年6月15日まで

第4 監査の概要

この監査は、教育委員会一貫教育課、教育支援課(青少年指導センター含む。)及び青少年センター(善法、河原、大久保)における事務事業のうち、主として平成28年4月1日から平成29年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

報償費支出状況

補助金支出状況(一貫教育課・教育支援課)

委託料支出状況

備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 一貫教育課

- (1) 報償費支出状況について
特になし。
- (2) 補助金支出状況について
特になし。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

2 教育支援課（青少年指導センター含む。）

- (1) 報償費支出状況について
特になし。
- (2) 補助金支出状況について
特になし。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

3 青少年センター

- (1) 報償費支出状況について
特になし。
- (2) 委託料支出状況について
支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 備品管理状況について
特になし。